

佐野市 国土強靱化 地域計画

【概要版】



協働で築く安全・安心な未来 災害に強いまちづくり

令和 2 (2020) 年 8 月

(令和 6 (2024) 年 3 月改定)

栃木県 佐野市

【目次】

1 国土強靱化地域計画とは

1-1. 国土強靱化とは	1
1-2. 佐野市国土強靱化地域計画策定の背景と目的	3
1-3. 計画の位置づけ	4
1-4. 計画期間	4

2 基本理念・基本目標

2-1. 基本理念	5
2-2. 基本目標	6

3 脆弱性評価

3-1. 脆弱性評価の考え方	7
----------------------	---

4 施策分野ごとの推進方針

A 行政機能／防災・消防	9
B 住宅・都市・土地利用	10
C 保健医療・福祉・教育	11
D 産業・農林業・エネルギー	11
E 情報通信・交通・物流	12
F 国土保全・環境	13
G 地域防災	13

5 計画の推進及び進捗管理

5-1. 優先的に取り組む施策	14
5-2. 各種施策の推進と進捗管理	14

1 国土強靱化地域計画とは

1-1. 国土強靱化とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「**事前防災・減災**」と「**迅速な復旧・復興**」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

■ 国の基本理念

- いかなる災害等が発生しようとも、
 - ① **人命の保護**が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
 - ④ **迅速な復旧復興**を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進します。

■ 国土強靱化を推進する3つのメリット

- ① **被害の縮小**
 - ・大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を縮小できます。
- ② **施策（事業）のスムーズな進捗**
 - ・地域計画の策定・進捗管理による庁内意識の共有化、施策（事業）を効果的かつスムーズに推進できます。
 - ・国の関係府省庁所管の交付金・補助金の重点配分、優先採択等の重点化及び一定程度の配慮を受けることができます。
- ③ **地域の持続的な成長**
 - ・地域の強靱化により、信頼性の向上、投資の呼び込み、地域活性化と連動した施策が展開できます。

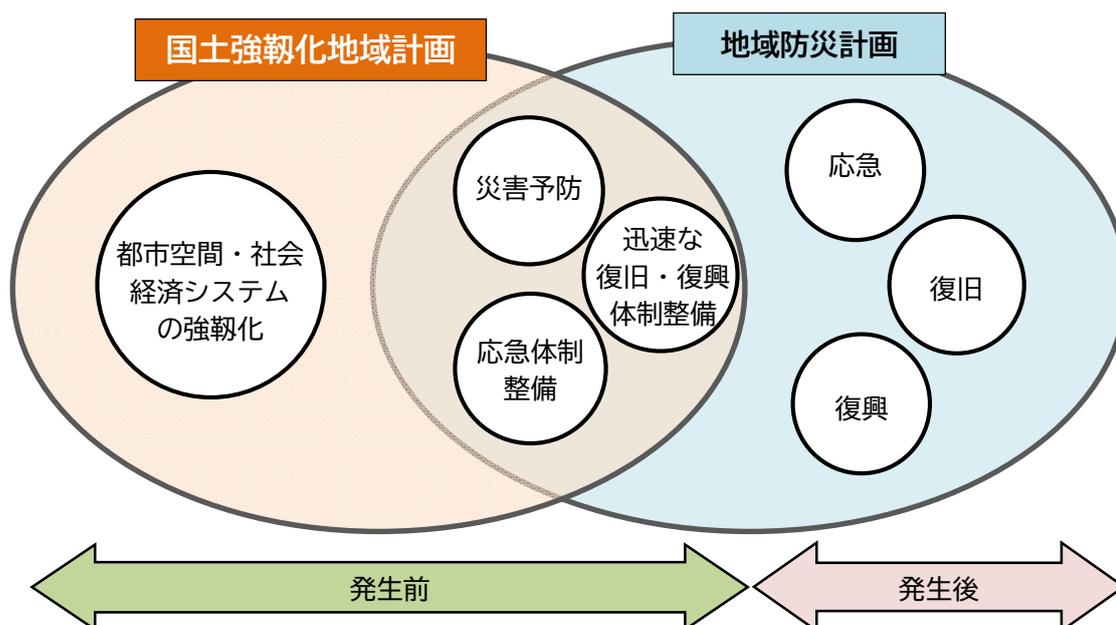
■ 地域防災計画との違い

【ハード対策・ソフト対策の多様な施策構築】

- 「地域防災計画」は、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「それぞれのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。
- 一方、「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。
- 強靱化の計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開するための計画です。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価、 リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化・指標	○	—



1-2. 佐野市国土強靱化地域計画策定・改定の背景と目的

- ・国は、平成25（2013）年に「国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26（2014）年に「国土強靱化基本計画」を策定
- ・県は、平成28（2016）年に「栃木県国土強靱化地域計画」を策定



- ・平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、令和元年（2019）年の令和元年東日本台風等による甚大な被害が発生するなど、災害に強いまちづくりの推進が必要不可欠
- ・どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを、国・県と一体となって推進



令和2（2020）年8月「佐野市国土強靱化地域計画」を策定



- ・国は、令和5年（2023）年7月に「国土強靱化基本計画」を大幅に改定
- ・県は、令和3年（2021）年2月に「栃木県国土強靱化地域計画」を大幅に改定
- ・本市は、令和4（2022）年度に防災アセスメント調査を実施し、自然災害の被害想定を見直し

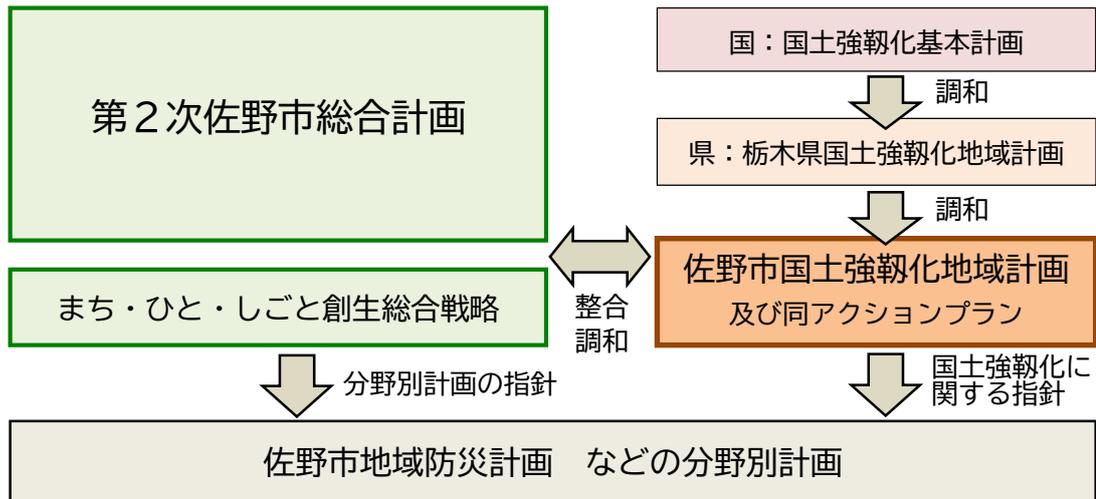


「佐野市国土強靱化地域計画」を改定

1-3. 計画の位置づけ

- ・ 国土強靱化基本法第13条の規定に基づく計画
- ・ 県の「栃木県国土強靱化地域計画」との調和を図る計画
- ・ 本市の他の計画等に対し国土強靱化に関する指針となる計画

【国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ】



1-4. 計画期間

令和2（2020）年度～令和11（2029）年度までの10年間

※社会情勢の変化や施策の進捗状況等によって、必要に応じて見直しを行います。

2 基本理念・基本目標

2-1. 基本理念

本市は、比較的大規模自然災害が少ない地域とされてきましたが、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災において被害を受けたほか、近年では、平成 27（2015）年 9 月の関東・東北豪雨、さらに令和元（2019）年 10 月の令和元年東日本台風による甚大な被害など、気象の急変に伴う局地的な自然災害により被害が発生しています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、今後より一層の事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

多様な災害リスクに応じた施策の実施にあたっては、防災に係る本市関係各課が連携しながら全庁的に取り組むことを基本としながら、より強靱な佐野づくりを実現するためには、市民一人一人の意識向上をはじめ、地域ぐるみでの対策、関係機関・団体及び市内立地企業等の事業者との協働が必要不可欠です。

また、広域的な交通の要衝、東京圏との近接性等の優位性を最大限活かし、災害時における東京圏等のバックアップ機能に着目した広域的な防災拠点としての役割も期待されています。

以上のような考え方、状況を踏まえ、本市独自の基本理念を次のように設定します。

協働で築く安全・安心な未来 災害に強いまちづくり

この基本理念を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進することで、安全・安心な基盤を次世代に継承していきます。

2-2. 基本目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 市民の生命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

を基本目標とし、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進します。

なお、国土強靱化の推進にあたっては積極的にデジタル技術の活用を図ります。

また、国土強靱化を推進することにより、SDGs (Sustainable Development Goals)・GX (Green Transformation)の推進にもつなげます。

〔SDGs (世界を変えるための17の目標)〕

	目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

3 脆弱性評価

3-1. 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

①想定するリスクの設定

地震、台風等の大規模自然災害全般

②事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

国・県計画との調和を図りながらリスクシナリオを設定

※リスクシナリオは次頁参照

③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

【強靱化施策分野】

A 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	(2) 防災・消防
B 住宅・都市・土地利用	(1) 住宅 (3) 土地利用	(2) 都市
C 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療 (3) 教育	(2) 福祉
D 産業・農業・エネルギー	(1) 産業 (3) エネルギー	(2) 農林業
E 情報通信・交通・物流	(1) 情報通信	(2) 交通・物流
F 国土保全・環境	(1) 国土保全	(2) 環境
G 地域防災	(1) 地域防災 (3) 地域福祉	(2) 地域防犯 (4) 地域活動

④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

■各施策分野の項目に対して、被災経験等も踏まえ、本市が実施している施策・事業の進捗状況や課題について、関係各課による現状の分析・評価を行いました。

【事前に備えるべき目標に対するリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊、大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風や暴風雪・豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	大規模な自然災害と感染症との同時発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断、用水供給途絶等に伴う社会経済活動への甚大な影響
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4 施策分野ごとの推進方針

A 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

【●】印は優先的に取り組む施策（以下同様）

① 防災拠点機能の確保	【●】
◇大規模災害発生時における迅速かつ確な応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。	
◇今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、市有施設の計画的な統廃合・維持管理・更新に取り組みます。	
② 業務継続体制の整備	【●】
◇災害時における業務継続体制の強化に向け、他自治体との相互補完・連携体制の構築、及び業務継続計画の継続的な見直しを行います。	
③ 情報の収集・伝達体制の確保	【●】
◇災害発生時においても、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ確な情報の収集、伝達体制を確保します。	
④ 相互応援体制の整備	【●】
◇市の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。	
⑤ 帰宅困難者対策	【●】
◇大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。	
⑥ 原子力災害対策の推進	
◇近隣の原子力発電所等における異常事態等に伴う原子力災害から、市民の生命及び身体を保護します。	

(2) 防災・消防

① 物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	【●】
◇災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。	
② 消防広域応援体制の整備	【●】
◇市内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。	
③ 首都直下地震等への対応	【●】
◇首都直下地震等大規模災害の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に、県や近隣県市町と連携しながら取り組みます。	
④ 火災予防に関する啓発活動	【●】
◇市民・事業所に向けて、火災予防の普及啓発に取り組めます。	
⑤ 地域の消防力の確保	【●】
◇災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整備します。	
⑥ 消防施設等の整備	【●】
◇災害対応能力を一層強化するため、消防車両や防火水槽等の消防水利等の整備を計画的に進めます。	
⑦ 避難所対策	【●】
◇災害時における避難所の早期開設及び安定した運営に向け、地域住民及び施設管理者、市との協働による運営体制の構築を進めます。	

B 住宅・都市・土地利用

(1) 住宅

① 住宅・建築物等の安全対策	[●]
◇住宅や大規模建築物等の耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、外構の安全確保について対策を進めます。	
② 空き家対策	[●]
◇災害発生時の倒壊や火災等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家対策を促進するとともに、利活用可能な空き家の有効活用を推進します。	

(2) 都市

① 市街地整備	[●]
◇災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進します。	
② 公園等施設整備	[●]
◇災害発生時の一時避難場所や延焼遮断帯、復興に向けた仮設住宅建設用地となる重要なオープンスペースとして公園等施設の整備を進めます。	
③ 上水道施設の耐震化	[●]
◇災害発生時における飲料水・生活用水供給の長期停止を防止するため、上水道施設等の耐震化を推進します。	
④ 下水道施設の耐震化	[●]
◇災害発生時における公衆衛生問題を防止し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、下水道施設等の耐震化を推進します。	

(3) 土地利用

① 産業用地の整備	
◇生産・流通拠点の機能強化を図るため、国道50号沿線や北関東自動車道出流原PA周辺等に新たな産業用地の整備を推進します。	
② 適正な土地利用の推進	[●]
◇災害時においても、安全性が確保されるように、ソフト・ハード対策を活用しながら、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。	
③ 地籍調査の推進	
◇災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進します。	

C 保健医療・福祉・教育

(1) 保健医療

① 救急医療体制の充実	[●]
◇関係機関相互の連携により、災害発生時において、必要な医療が確保される体制を構築します。	
② 地域医療の推進	[●]
◇医療機関・医療関係団体との連携・協力により、災害時の医療救護体制の充実を図ります。	
③ 医療機関におけるライフラインの確保	[●]
◇災害発生時に電気、ガス、水道、医療用ガス、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料など、医療機関におけるライフラインの確保に努めます。	
④ 感染症予防対策	[●]
◇避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から感染症予防対策に取り組みます。	

(2) 福祉

① 福祉・介護等との連携強化	[●]
◇災害発生時に避難行動の支援を必要とする高齢者や障がい者等が、円滑に避難し、安心して避難施設を利用できるよう体制を整備します。	

(3) 教育

① 学校施設等整備	[●]
◇小・中学校等は、災害発生時、避難所としての役割を果たすことから、安全に避難し、安心して過ごすことができる学校施設等の整備を進めます。	
② 児童生徒の安全対策	[●]
◇児童生徒の登下校時の安全対策として、関係機関と連携して交通安全、防犯及び防災に係る通学路の安全を確保します。また、児童生徒の防災教育の充実を図ります。	
③ 文化スポーツ施設整備	[●]
◇文化会館や公民館、体育館等の施設は、多数の利用者が訪れるほか、災害発生時、避難所の役割を果たすことから、安心して利用することができる施設の整備・維持管理を図ります。	
④ 文化財保護	[●]
◇災害による貴重な文化財の喪失を防止するため、文化財保護を図ります。	

D 産業・農林業・エネルギー

(1) 産業

① リスク分散を重視した企業立地等の促進	[●]
◇首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合においても首都企業の事業継続が担保されるよう、市内への企業立地を促進します。	
② 企業の業務継続体制の強化	[●]
◇事業者等における自主的な防災対策を推進するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進します。	
③ 商業・観光における災害対応	[●]
◇企業や関係機関等と連携しながら帰宅困難者支援、観光客の安全確保・情報提供体制の取組を促進します。また、被災企業への金融支援対策を確保します。	

(2) 農林業

① 農林業生産基盤等の災害対応力の強化	[●]
◇災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。	
② 森林の適切な整備・保全	[●]
◇森林が有する水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。	
③ 農林道の整備	
◇災害発生時における避難路や代替輸送路を確保するため、迂回路としても活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備・維持管理に努めます。	

(3) エネルギー

① エネルギーの安定供給	
◇大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用など分散型エネルギーの導入拡大により、エネルギーの安定供給を図ります。	
② ライフラインの災害対応力の強化	
◇災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。	

E 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

① 市民等への災害情報の伝達	[●]
◇市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。	
② 電源の確保	[●]
◇災害発生後の迅速かつ確かな情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に努めます。	

(2) 交通・物流

① 道路の防災・減災対策及び耐震化	[●]
◇災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。	
② 緊急輸送体制の整備	[●]
◇災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。	
③ 地域交通環境の整備	
◇交通網の被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係機関等が連携し、鉄道・バス及び道路交通等の地域交通環境を整備することで、交通全体のマネジメント力の強化を図ります。	
④ 孤立可能性地区における対策の推進	[●]
◇災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に係る対策を推進します。	
⑤ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保	
◇関係機関や民間事業者と連携し、災害発生後の道路等の復旧・復興を図ります。	
⑥ 自転車活用の推進	
◇災害に伴い鉄道・自家用車が利用できないときに、帰宅困難・通勤困難となる事態を回避するため、安全円滑な自転車利用環境の整備を推進します。	

F 国土保全・環境

(1) 国土保全

① 総合的な治水対策	[●]
◇水害を予防し、河川等の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。	
② 総合的な土砂災害対策	[●]
◇集中豪雨等による土砂災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。	

(2) 環境

① 災害廃棄物等の処理体制の整備	[●]
◇国、県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。	
② 有害物質等の拡散・流出対策	[●]
◇有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。	
③ 下水処理施設の整備	[●]
◇災害時においても下水道が最低限有すべき機能の確保と感染症等予防のため、下水の処理場や管渠の耐震化や長寿命化を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。	

G 地域防災

(1) 地域防災

① 防災意識の高揚、防災教育の実施	[●]
◇災害発生時に市全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、国、県及び関係機関・民間団体等と連携して、普及啓発や防災教育を行うなど、市民の防災意識の高揚に努めます。	
② 地域防災力の向上	[●]
◇災害時における被害の拡大防止や迅速な復興に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整え、地域防災力の向上を図ります。	

(2) 地域防犯

① 防犯体制の強化	[●]
◇災害時においても安全安心な地域コミュニティを確保するため、平時から地域防犯の強化を図ります。	

(3) 地域福祉

① 要配慮者対策	[●]
◇災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の安全を確保するため、地域と連携しながら、災害情報等の伝達、安否確認、避難誘導等の要配慮者対策を実施します。	

(4) 地域活動

① ボランティアの活動体制の強化	[●]
◇災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めます。	
② 外国人対応	[●]
◇災害時における外国人住民支援の必要性について市職員及び市民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図ります。	

※以上、各種施策の具体的内容については本編参照

5 計画の推進及び進捗管理

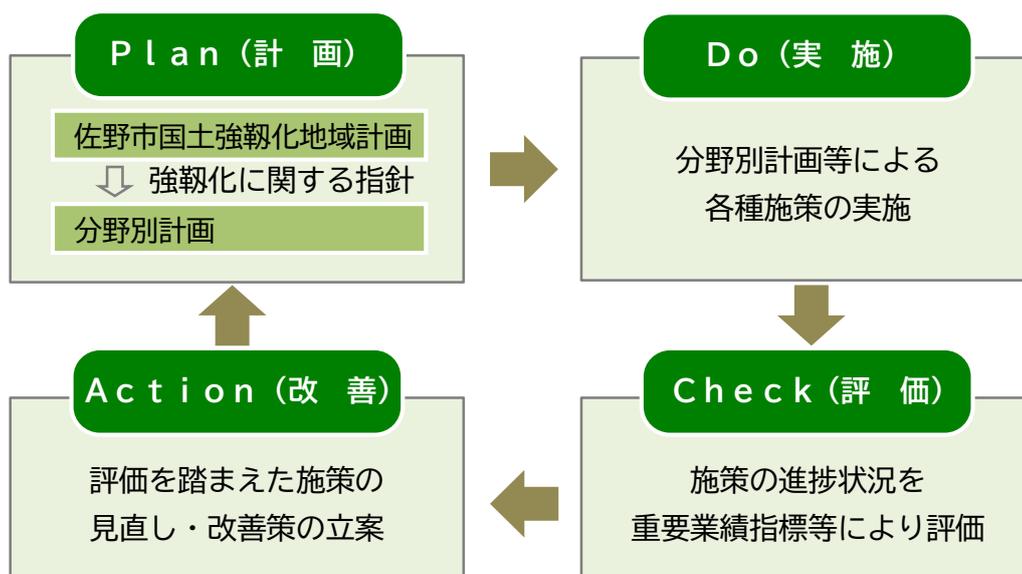
5-1. 優先的に取り組む施策

「市民の生命の保護が最大限図られること」を基調に、本市の国土強靱化を迅速かつ効果的に実現する上で優先的に取り組む施策について位置づけます。（※前項において該当する施策に [●] 印をつけています。）

5-2. 各種施策の推進と進捗管理

「佐野市総合計画」等本市の上位関連計画及び分野別計画と連携するとともに、別に佐野市国土強靱化地域計画アクションプランを作成するなど、各種施策を計画的かつ着実に推進します。

また、PDCA サイクルにより各種施策の進捗管理を行い、取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。



佐野市国土強靱化地域計画【概要版】

令和2(2020)年8月 策定

令和6(2024)年3月 改定

発行 佐野市

編集 佐野市総合政策部政策調整課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL : 0283-20-3000

FAX : 0283-21-5120

E-mail : seisaku@city.sano.lg.jp

URL : <https://www.city.sano.lg.jp>